



おび通りって
こんな場所！



イベントや企画を、
主催者する方々、
大募集＆応援します！

島田市おび通り
利用マニユアル

これからの
島田をざわざわさせる
「挑戦者」たちへ。



おび通り	
週末	ZAWAZAWA PARK
ざわざわ パーク	

島田市おび通り・
「週末ざわざわパーク」を
100倍楽しむ方法

週末ざわざわパークでは、イベントなどの「主催者=挑戦者」を積極的に応援することで、
今後も主体的にみなさんのやりたいことが、そのまま島田の街の魅力につながる仕組みを作ります。
まずはお気軽にご相談ください！

[主 催] 島田市 産業観光部 商工課 (島田市中央町1-1 TEL: 0547-36-7164)
[企画運営] (株) まちづくり島田 / NPO法人クロスメディアしまだ

おび通りを“ざわざわ”させたい人

大募集!→

販売、ステージ、展示、、、いろんな「やってみたい」を実現するにはどうしたらいいの？

大会 演奏・演舞 展示 バザー キャンペーン 教室

平成19年に南北が完成した「おび通り」。昼間は子供たちや親子連れの広場に、夜はほのかな灯りがとる散歩道としても親しまれています。和風の街並みやからくり時計といった、宿場町島田の風情を伝えるデザインは、過去には第20回静岡県都市景観賞優秀賞を受賞しています。たくさんの人で賑わう毎月1回の「しまだ元気市」に加え、「おび通り」の活用の仕方は、マルシェやクラフト、フリーマーケットの販売はもちろん、発表会やアートの展示会など発信の場として使用いただけます。イベントや企画を主催する方々を、大募集しています。

あなたの「やってみたい」を実現して、「おび通り」をもっとざわざわさせませんか？

「どこかに出たい」という方は、**「しまだ元気市」への参加がオススメ！**

毎月一回開催される定期露店市では毎回出店の募集をしており、バンドや演奏などの出演者も受け入れています。

※9月～5月が朝市(午前9時～午後12時30分)
6月～8月が夕涼み市(午後5時～午後8時30分)
※1区画(間口約3m×奥行約3m)1,500円／
テーブル500円 約2ヶ月前から受付

しまだ元気市 お申し込み先
▶しまだ元気市実行委員会
[TEL] **0547-33-1550** (歩歩路)
[FAX] 0547-34-2245

撮りためた写真を多くの人に見て欲しい！
ヨガの生徒をもっと増やしたい！
作っている雑貨を販売してみたい！
ダンスの披露をしたい！
ビアガーデンをやりたい！

成功の道はまずはここから！

1 成功の道はまずはここから！ 仲間集め&声かけ

お仲間など、一緒に出店してくれる人を集めましょう。例えばおび通りを青空ギャラリーに見立てた写真や絵の展示など、お一人での使用もちろんOKです！

仲間集め&声かけ

5店舗は集めたいよね

使用範囲決定

ステージのみなど、一部でもOK

2 おび通りの使用範囲を決めましょう。

おび通りの北側を使う？
ステージもある南側にする？
使い方はみなさん次第！

空き状況の確認はお気軽に！

開催日決定

宣伝方法決定

どうしたら集客できるか考えよう

事前チェック

詰め込み過ぎは要注意！

備品チェック

事前のチェックが大事です

イベント当日

ゴミは必ず持ち帰り！備品の汚れもキレイに

5 イベント当日のスケジュールや会場レイアウトを決めていきましょう。

出店者、ステージ出演者等の場所決めや時間配分、雨の場合はどうする？など、どうしたら楽しいイベントになるか、当日困ったことが起こらないようワクワク考えましょう。

ざわざわパーク

7 イベント当日！！

さあ、いよいよイベント当日です！
楽しみましょう！お天気を祈って(^^)/

チェーンと施錠を忘れずに！

おび通り入口にある石柱をチェーンでつないで施錠をしたら公園化！（鍵の受け取りは地域交流センター歩歩路）

3 イベント開催日が決まったら、申込を！

開催日が決まったら、おび通り「週末ざわざわパーク」事務局にお申込みを。日付と時間、使用範囲を伝えましょう。飲食物などの各種届出も忘れずに。

☑おび通り使用申請場所

▶島田市地域交流センター歩歩路 **0547-33-1550**
▶NPO法人クロスメディアしまだ **0547-35-0018**

☑その他の各種届け出について

飲食物等を販売される方は関係官庁の許可を得ていることが条件です。許可を得ていない場合は出店できません。

飲食物の販売については「露店営業許可証」が必要です。

▶静岡県中部健康福祉センター中部保健所 **054-644-9283**
住所：藤枝市瀬戸新屋362-1

酒類の販売については「期限付酒類小売業免許届出書」が必要です。

▶島田税務署 **0547-37-3121**
住所：島田市扇町2-2

火器を使用したい場合は、「露店等の開設届出書」の提出が必要です。

▶島田消防署 **0547-37-0119**
住所：島田市旗指513-1

4 告知、PRのススメ。

どうすれば多くの方に来てもらえるか一緒に考えましょう。ブログやフェイスブック、ツイッターなどお使いのSNSを駆使して告知を行うことはもちろん、チラシやポスターを作成して広く配布するのも手。

📖 月刊cocogane(クロスメディアしまだ発行)

●毎月25日発行 ●島田市、吉田町、牧之原市に新聞折込
●50,000部
→発行1か月前に締め切り。個別の広告料は要相談。

📖 月刊おおり(まちづくり島田発行)

●毎月15日発行 ●島田市内各戸配布
→発行1か月前に締め切り

6 どんな備品が使えるの？

貸出可能な備品があります。お問合せの上貸出申請をしましょう。

- ・長テーブル 10脚
- ・パイプイス 50脚
- ・PA・マイク
- ・プロジェクタ・スクリーン
- ・延長コード(リール)

☑備品貸出申込

▶島田市地域交流センター歩歩路 **0547-33-1550**